

2環第523号  
令和2年12月7日

関係各位

愛媛県県民環境部長  
(公印省略)

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について

日頃より、本県の環境行政の推進に別格の御理解と御協力をいただいております、厚くお礼申し上げます。

さて、解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律等が公布され、令和3年4月1日から順次施行されることとなり、別添のとおり環境省から通知がありましたのでお知らせします。

今回の改正は、建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、一層の対策強化を目的としたもので、これまで規制対象となっていない石綿含有成形板等を含む全ての石綿含有建材を規制対象とするとともに、一定規模以上等の建築物等について石綿含有建材の有無に関わらず事前調査結果の都道府県等への報告義務や、事前調査を建築物石綿含有建材調査者等の必要な知識を有する者に行わせる義務付け等が新たに規定されましたので御留意願います。

つきましては、貴団体会員に御周知いただくとともに、引き続きアスベストの飛散・ばく露防止対策に御協力願います。

担当  
愛媛県県民環境部環境局  
環境政策課 大気・環境評価係 末光  
Tel 089-912-2347  
Fax 089-912-2344